

四半期報告書

(第32期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

アイフル株式会社

(E 0 3 7 2 1)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 営業実績	3
2 経営上の重要な契約等	12
3 財政状態及び経営成績の分析	12

第3 設備の状況 14

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) ライツプランの内容	25
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5) 大株主の状況	25
(6) 議決権の状況	28

2 株価の推移 28

3 役員の状況 29

第5 経理の状況 30

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	31
(2) 四半期連結損益計算書	33
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	35

2 その他 44

第二部 提出会社の保証会社等の情報 45

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第32期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	アイフル株式会社
【英訳名】	AIFUL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 吉 孝
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
【電話番号】	075 (201) 2000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
【電話番号】	075 (201) 2000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【縦覧に供する場所】	アイフル株式会社 東京支社 (東京都千代田区有楽町一丁目2番2号東宝日比谷ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第2四半期連結 累計期間	第32期 第2四半期連結 会計期間	第31期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益 (百万円)	165,685	80,657	405,784
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	9,054	△5,278	32,065
四半期 (当期) 純利益 又は四半期純損失 (△) (百万円)	7,171	△11,111	27,434
純資産額 (百万円)	—	329,118	324,520
総資産額 (百万円)	—	1,862,330	2,041,128
1株当たり純資産額 (円)	—	1,936.07	1,909.46
1株当たり四半期 (当 期) 純利益金額又は1 株当たり四半期純損失 金額 (△) (円)	42.94	△66.53	190.77
潜在株式調整後1株当 たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	35.39	—	186.86
自己資本比率 (%)	—	17.4	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	85,514	—	247,524
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△428	—	16,420
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△185,405	—	△133,734
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (百万円)	—	157,029	257,310
従業員数 (名)	—	5,146	5,138

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第32期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社（以下、当社と合わせて「当社グループ」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	5,146（2,239）
---------	--------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	2,623（671）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

(1) 営業店舗数及びA T M台数

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)
店舗数(店)	1,129
営業店舗(有人)	224
営業店舗(無人)	905
自動契約受付機(台)	1,019
ローン申込受付機(台)	37
A T M台数(台)	152,409
当社グループ分	1,089
提携分	151,320

(2) 営業収益の内訳

項目		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
営業貸付金利息	無担保ローン	57,500	71.3
	有担保ローン	6,483	8.0
	事業者ローン	4,839	6.0
	小計	68,823	85.3
総合あっせん収益		4,268	5.3
個品あっせん収益		1,006	1.3
信用保証収益		2,028	2.5
その他の金融収益		186	0.2
その他の営業収益	買取債権回収高	1,078	1.3
	償却債権回収額	1,742	2.2
	その他	1,524	1.9
	小計	4,345	5.4
合計		80,657	100.0

- (注) 1. 「その他の営業収益」の「その他」は、カード会費収入等であります。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業貸付金増減額及び残高

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	件数(件)	金額(百万円)
期首残高	3,067,440	1,665,682
期中貸付	8,593,925	323,594
期中回収	15,236,457	344,775
破産更生債権等振替額	4,439	6,737
貸倒損失額	187,984	86,948
期末残高	2,866,622	1,550,815

(注) 1. 期中貸付及び期中回収の件数は取引件数を示しているため、件数の加減算の結果は期末残高の件数と一致いたしません。

2. 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

(4) 営業貸付金残高の内訳

① 貸付金種別残高

貸付種別	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)				
	件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)	平均約定 金利 (%)
消費者向					
無担保 (住宅向を除く)	2,722,658	95.0	1,190,623	76.8	22.11
有担保 (住宅向を除く)	63,695	2.2	198,166	12.8	17.57
住宅向	22	0.0	74	0.0	7.05
小計	2,786,375	97.2	1,388,864	89.6	21.47
事業者向					
貸付	80,247	2.8	161,950	10.4	16.08
手形割引	—	—	—	—	—
小計	80,247	2.8	161,950	10.4	16.08
合計	2,866,622	100.0	1,550,815	100.0	20.90

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

② 職種別消費者向無担保ローン残高

職種別	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
	件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
公務員	78,978	2.9	47,944	4.0
会社員	1,519,054	55.8	698,107	58.6
販売	231,939	8.5	98,061	8.2
技能	111,818	4.1	59,729	5.0
運転手	145,349	5.3	76,746	6.5
サービス	71,304	2.6	29,080	2.5
農林水産	39,947	1.5	15,653	1.3
その他	524,269	19.3	165,299	13.9
合計	2,722,658	100.0	1,190,623	100.0

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

③ 業種別貸付金残高

業種別	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
	件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	7,606	0.3	14,339	0.9
建設業	17,236	0.6	30,478	2.0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,093	0.0	3,393	0.2
運輸・通信業	3,209	0.1	5,541	0.4
卸売・小売業・飲食店	24,394	0.9	48,382	3.1
金融・保険業	343	0.0	644	0.0
不動産業	2,951	0.1	14,974	1.0
サービス業	13,988	0.5	26,996	1.7
個人	2,786,375	97.2	1,388,864	89.6
その他	9,427	0.3	17,200	1.1
合計	2,866,622	100.0	1,550,815	100.0

(注) 1. 無担保ローン及び消費者向けの有担保ローンにつきましては、「個人」に含めて記載しております。

2. 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

④ 男女別・年齢別消費者向無担保ローン残高

男女別・年齢別		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
		件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
男性	20才～29才	271,280	10.0	94,846	8.0
	30才～39才	483,308	17.8	229,582	19.3
	40才～49才	420,358	15.4	226,668	19.0
	50才～59才	355,081	13.0	196,105	16.4
	60才以上	216,298	7.9	98,720	8.3
	小計	1,746,325	64.1	845,924	71.0
女性	20才～29才	119,053	4.4	34,300	2.9
	30才～39才	228,572	8.4	79,958	6.7
	40才～49才	251,119	9.2	91,317	7.7
	50才～59才	226,417	8.3	85,304	7.2
	60才以上	151,172	5.6	53,817	4.5
	小計	976,333	35.9	344,698	29.0
合計		2,722,658	100.0	1,190,623	100.0

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

⑤ 担保種類別残高

担保種類別	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	残高(百万円)	構成比(%)
有価証券	37	0.0
(うち株式)	(36)	(0.0)
債権	5,029	0.3
(うち預金)	(—)	(—)
商品	—	—
不動産	225,759	14.6
財団	—	—
その他	—	—
計	230,826	14.9
保証	70,087	4.5
無担保	1,249,901	80.6
合計	1,550,815	100.0

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

⑥ 貸付金額別残高

貸付金額別		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)				
		件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)	
無担保 ローン	10万円未満	396,003	13.8	25,661	1.7	
	10万円以上 20万円未満	332,415	11.6	52,939	3.4	
	20万円以上 30万円未満	314,759	11.0	80,967	5.2	
	30万円以上 40万円未満	342,634	12.0	120,562	7.8	
	40万円以上 50万円未満	941,478	32.8	446,022	28.8	
	50万円以上 100万円未満	231,285	8.1	180,753	11.6	
	100万円以上	164,084	5.7	283,716	18.3	
	小計	2,722,658	95.0	1,190,623	76.8	
	有担保 ローン	100万円未満	5,315	0.2	3,238	0.2
		100万円以上 500万円未満	52,760	1.8	137,738	8.9
500万円以上 1,000万円未満		7,683	0.3	55,807	3.6	
1,000万円以上		1,517	0.0	34,041	2.2	
小計		67,275	2.3	230,826	14.9	
事業者 ローン	100万円未満	26,450	0.9	15,021	1.0	
	100万円以上 200万円未満	25,943	0.9	40,361	2.6	
	200万円以上 300万円未満	17,350	0.6	45,267	2.9	
	300万円以上	6,946	0.3	28,715	1.8	
	小計	76,689	2.7	129,365	8.3	
合計		2,866,622	100.0	1,550,815	100.0	

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

⑦ 貸付期間別残高

当初貸付期間別		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
		件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
無担保 ローン	リボルビング	2,719,378	94.9	1,188,871	76.7
	1年以下	1,409	0.1	279	0.0
	1年超	984	0.0	462	0.0
	5年以下				
	5年超	887	0.0	1,010	0.1
	小計	2,722,658	95.0	1,190,623	76.8
有担保 ローン	リボルビング	55,652	1.9	167,519	10.8
	1年以下	319	0.0	9,532	0.6
	1年超	3,662	0.1	17,093	1.1
	5年以下				
	5年超	5,621	0.2	18,296	1.2
	10年以下				
	10年超	2,021	0.1	18,384	1.2
小計	67,275	2.3	230,826	14.9	
事業者 ローン	リボルビング	43,898	1.5	78,067	5.0
	1年以下	1,572	0.1	2,886	0.2
	1年超	29,261	1.0	42,730	2.8
	5年以下				
	5年超	1,958	0.1	5,681	0.3
小計	76,689	2.7	129,365	8.3	
合計		2,866,622	100.0	1,550,815	100.0

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

⑧ 期間別貸付金残高

期間別	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
	件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
リボルビング	2,818,928	98.3	1,434,458	92.5
1年以下	3,300	0.2	12,698	0.8
1年超5年以下	33,907	1.1	60,286	3.9
5年超10年以下	8,456	0.3	24,944	1.6
10年超15年以下	1,226	0.1	8,842	0.6
15年超20年以下	655	0.0	7,463	0.5
20年超25年以下	66	0.0	713	0.0
25年超	84	0.0	1,406	0.1
合計	2,866,622	100.0	1,550,815	100.0
1件当たりの平均期間	5.16年			

- (注) 1. 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。
 2. 1件当たりの平均期間にはリボルビング契約を含んでおりません。

⑨ 貸付金利別残高

貸付金利別		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
		件数 (件)	構成比 (%)	残高 (百万円)	構成比 (%)
無担保 ローン	年利18.0%未満	374,040	13.0	282,257	18.2
	年利18.0%以上19.0%未満	1,093,302	38.1	364,506	23.5
	年利19.0%以上20.0%未満	1,634	0.1	3,587	0.3
	年利20.0%以上25.0%未満	64,490	2.3	79,101	5.1
	年利25.0%以上28.0%未満	119,968	4.2	96,470	6.2
	年利28.0%以上	1,069,224	37.3	364,699	23.5
	小計	2,722,658	95.0	1,190,623	76.8
有担保 ローン	年利13.0%未満	11,667	0.4	58,805	3.8
	年利13.0%以上14.0%未満	2,305	0.1	14,556	1.0
	年利14.0%以上15.0%未満	2,863	0.1	15,565	1.0
	年利15.0%以上16.0%未満	9,649	0.3	32,813	2.1
	年利16.0%以上17.0%未満	1,596	0.0	8,213	0.5
	年利17.0%以上18.0%未満	2,132	0.1	9,268	0.6
	年利18.0%以上	37,063	1.3	91,603	5.9
小計	67,275	2.3	230,826	14.9	
事業者 ローン	年利18.0%未満	54,305	1.9	101,599	6.5
	年利18.0%以上	22,384	0.8	27,765	1.8
	小計	76,689	2.7	129,365	8.3
合計		2,866,622	100.0	1,550,815	100.0

(注) 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

⑩ 営業店1店舗当たり及び従業員1人当たりの営業貸付金残高

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	件数 (件)	残高 (百万円)
営業店1店舗当たりの営業貸付金残高	12,797	6,923
従業員1人当たりの営業貸付金残高	1,667	902

(注) 1. 営業店1店舗当たりの営業貸付金残高は、当第2四半期連結会計期間末ローン事業店舗数224店により算出しております。なお、当第2四半期連結会計期間末ローン事業店舗には、無人店舗905店は含まれておりません。

2. 従業員1人当たりの営業貸付金残高は、ローン事業店舗に勤務する当第2四半期連結会計期間末従業員数1,719人で算出しております。

3. 債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円を含めて記載しております。

(5) 信販事業における部門別取扱高

部門別	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
	金額(百万円)
総合あっせん	202,799 (201,998)

(注) 1. 取扱高の主な内容及び範囲は、次のとおりであります。

総合あっせん……………クレジットカードによるあっせん取引
(範囲) アドオン方式：クレジット対象額+顧客手数料
リボルビング方式：クレジット対象額

2. () 内は、元本取扱高であります。
3. 取扱高には消費税等が含まれております。

(6) 信販事業におけるクレジットカード発行枚数及び加盟店数

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)
クレジットカード(発行枚数)(枚)	15,016,303
加盟店数(社)	105,908

- (注) 1. 発行枚数は、当第2四半期連結会計期間末における有効会員数であります。
2. 加盟店数は、当第2四半期連結会計期間末における取引企業数であります。

(7) 信販事業における部門別信用供与件数

部門別	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
総合あっせん(件)	316,893

(注) 総合あっせんにおける「信用供与件数」は、クレジットカードの期中新規発行枚数であります。

(8) 資金調達の内訳

借入先等	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	600,818	2.30
その他	571,100	1.50
社債・CP	481,500	1.48
合計	1,171,918	1.91
自己資本	746,515	—
資本金・出資額	108,324	—

(注) 1. 「自己資本」は、資産の合計額より負債及び少数株主持分の合計額並びに配当金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む)の合計額を加えた額を記載しております。

2. 「平均調達金利」は、当第2四半期連結会計期間末の借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融資本市場の混乱により、経済の先行きに不透明感が強まっているほか、原材料価格・食糧価格の高騰に起因した物価の上昇などにより個人消費の落ち込みが続き、景気は減速傾向を強めております。

また、当社グループを取り巻く経営環境は、改正貸金業法や利息返還請求等の影響により、業界再編の動きが活発化するなど、厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、引き続きコスト構造改革を推進するなどして、経営基盤の強化を図ってまいりました。

ローン事業につきましては、8月から10月までの3カ月間限定で、インターネット（パソコン）申込限定の金利優遇キャンペーンを実施したほか、交通・新聞広告を刷新し、ブラックティッシュ配布キャンペーンを実施するなど、広告宣伝活動を積極展開した結果、アイフルの無担保ローン新規成約件数は、7月以降前年同月比プラスとなっております。このほか、8月には個人事業主及び中小事業者の皆様を支援する商品として、不動産担保ローンの新商品の販売を開始するなど、これまで以上に幅広いお客様ニーズにお応えするため、事業基盤の強化に取り組んでおります。

クレジットカード事業につきましては、「あとから分割」の新サービスを導入するなど、お客様の利便性向上に努めた結果、クレジットカード会員数は1,501万人、取扱高は202,799百万円となりました。

信用保証事業につきましては、新たにアイフル株式会社にて2社、株式会社ライフにて3社との提携を開始したことにより、当社グループにおける商品別提携数は個人向け無担保ローン保証先180社、事業者向け無担保ローン保証先90社となりました。また、10月より宮崎県内の中小零細企業を支援し、地域の経済発展・活性化に寄与するため、宮崎県内全ての商工会議所を申込窓口とした保証業務提携を開始しております。

これら諸施策の結果、当第2四半期連結会計期間末における当社グループの営業債権残高は、営業貸付金1,550,815百万円、割賦売掛金180,244百万円、支払承諾見返125,626百万円となりました。（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金54,843百万円及び割賦売掛金35,693百万円の合計90,537百万円が含まれております）

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当社グループの営業収益は80,657百万円、営業損失は5,360百万円、経常損失は5,278百万円、四半期純損失は11,111百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当社グループの営業収益は165,685百万円、営業利益は7,962百万円、経常利益は9,054百万円、四半期純利益は7,171百万円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,862,330百万円となりました。減少の主な要因は、現金及び預金が有利子負債の返済等により減少したことや、与信厳格化の影響などにより営業貸付金が減少したことなどによるものであります。

負債につきましては1,533,212百万円となりました。これは、有利子負債が返済及び償還により減少したことなどによるものであります。純資産につきましては329,118百万円、自己資本比率は17.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、第1四半期連結会計期間末から4,415百万円減少し、157,029百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業貸付金や割賦売掛金の減少による資金の増加額が、貸倒引当金の減少による資金の減少額を上回ったことなどにより、33,256百万円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

定期預金の満期払い戻しによる資金の増加額が、固定資産の取得による資金の減少額を上回ったことなどにより、1,054百万円の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

借入金の返済や社債の償還などにより、38,738百万円の減少となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在そして将来の営業活動及び債務の返済等の資金需要に備え十分な資金を確保するため、資金調達及び流動性の確保に努めております。必要な資金は、営業活動によって得られるキャッシュ・フロー、金融機関等からの借入れや社債の発行等によって、主として円建てにより調達しております。また、調達基盤を強固なものにするべく、資金調達の多様化を図り、調達コストの引き下げに努めております。

当社グループは、当第2四半期連結会計期間の決算日の資金、今後の営業活動及び財務活動によって確保されるであろう将来キャッシュ・フローが、当連結会計年度の決算日までの営業活動を維持するのに十分なものであると考えております。

(短期有利子負債)

当社グループの短期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及びコマーシャルペーパーによっております。当第2四半期連結会計期間末の短期有利子負債は121,310百万円であります。短期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは、105,310百万円であり、その平均利率は2.28%であります。

また、コマーシャルペーパーの発行による借入れは16,000百万円であり、その平均利率は1.21%であります。

(長期有利子負債)

当社グループの長期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及び社債によっております。当第2四半期連結会計期間末における長期有利子負債（1年以内に返済又は償還が予定されている長期借入金及び社債を含みます）は、1,050,608百万円であります。長期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは585,108百万円であり、その平均利率は2.20%であります。また社債の発行による借入れは465,500百万円であり、その平均利率は1.49%であります。長期借入金に係る返済満期までの最長期間は4年9ヵ月（平成25年6月）であり、社債に係る償還満期までの最長期間は7年1ヵ月（平成27年10月）であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	568,140,000
計	568,140,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	167,475,000	167,475,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	167,475,000	167,475,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第27回定時株主総会（平成16年6月25日）におけるストックオプション

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,328
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	249,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,774(注)1
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,774 資本組入額 3,887
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第27回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 第28回定時株主総会（平成17年6月24日）におけるストックオプション

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,484
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,420(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,420 資本組入額 4,210
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第28回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

① ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）A号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。
「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

② ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）B号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
- (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
- (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

③ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）C号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
- (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
- (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

④ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）D号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
- (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
- (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑤ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）E号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑥ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）F号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑦ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）G号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
- (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
- (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	167,475,000	—	108,324	—	115,232

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社山勝	京都市西京区松室中溝町32番地7	28,611	17.08
福田 吉孝	京都市右京区	13,863	8.28
株式会社丸高	京都市西京区松室中溝町32番地7	12,271	7.33
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	10,625	6.34
エリオリス株式会社	京都市西京区松室中溝町32番地7	10,195	6.09
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	5,504	3.29
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2ND, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	4,030	2.41
福田 安孝	東京都渋谷区	3,633	2.17
ジェービーエムシーエヌエイ アイティーエス ロンドン クライアント アカウント モルガンスタンレー アンド カンパニー インターナショナル (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	25, CABOT SQUARE, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,259	1.95
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,842	1.70
計	—	94,839	56.63

- (注) 1. 「所有株式数」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
 3. 前事業年度末現在主要株主であった福田吉孝氏は、当第2四半期会計期間末では主要株主ではなくなりました。
 4. 福田吉孝氏の所有株式数は、株主名簿上の株式数であり、他に野村證券株式会社との株券貸借契約による24,340千株があります。
 5. 当第2四半期会計期間末現在における、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

6. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2社から、平成20年10月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年9月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	1,041	0.62
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	2,497	1.49
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U. S. A.	4,725	2.82

7. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成20年9月4日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年2月28日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブランデス・ インベストメント・ パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92191、サンディエゴ、エル・カミノ・ レアル11988、500号室	21,205	12.66

8. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者4社から、平成20年7月18日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
テンブルトン・グローバル・ アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、 BOX N-7759	1,320	0.79
フランクリン・テンブルトン・ インベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、 スイート1200、ヤング・ストリート5000	6,123	3.66
フランクリン・テンブルトン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 EH3 8BH、スコットランド、 エディンバラ、モリソン・ストリート5	3,450	2.06
テンブルトン・ インベストメント・ カウンスル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、 フォート・ローダデイル、スウィート2100、 イースト・ブロード・ブルヴァール500	4,186	2.50
フランクリン・テンブルトン・ インベストメンツ (アジア) リミテッド	香港、セントラル、コノートロード8、 ザ チャーターハウス 17階	564	0.34

9. アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成20年7月3日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年6月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ ブレイクロウダー・ アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345	6,006	3.59

10. マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション及びその共同保有者2社から、平成20年6月20日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年4月30日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マッケンジー・ ファイナンシャル・ コーポレーション	カナダ、M5V 3K1、オンタリオ州、トロント、 クィーン・ストリート・ウエスト180	3,920	2.34
マッケンジー・キャンディル・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	カナダ、V6E 3R5、ブリティッシュ・ コロンビア州、バンクーバー、ウエスト・ ジョージア・ストリート2150-1055	9,420	5.62
マッケンジー・キャンディル・ インベストメント・ マネジメント (バミューダ) リミテッド	バミューダ諸島、HM EX、ハミルトン、 ビクトリア・ストリート22、私書箱1179	198	0.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 455,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 166,981,150	3,339,623	—
単元未満株式	普通株式 37,950	—	—
発行済株式総数	167,475,000	—	—
総株主の議決権	—	3,339,623	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式150株が含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式7株及び証券保管振替機構名義の株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) アイフル株式会社	京都市下京区烏丸通 五条上の高砂町381-1	455,900	—	455,900	0.27
計	—	455,900	—	455,900	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	2,110	2,100	1,887	1,284	1,317	1,035
最低 (円)	1,582	1,731	1,167	1,026	805	630

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	広報部・業務部・保証事業部・IR室担当	取締役 常務執行役員	広報部・業務部・保証事業部・IR室担当 兼IR室長	酒井 恒雄	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	158,107	228,422
営業貸付金	※1, ※2, ※3, ※4 1,495,971	※1, ※2, ※3, ※4 1,598,705
割賦売掛金	※3, ※5 144,550	※3, ※5 148,490
営業投資有価証券	1,043	1,174
支払承諾見返	125,626	129,712
有価証券	—	2,000
買取債権	12,550	12,847
その他の流動資産	※7 63,639	※6, ※7 105,232
貸倒引当金	※8 △244,878	※8 △297,383
流動資産合計	1,756,611	1,929,201
固定資産		
有形固定資産	※9 40,889	※9 42,413
無形固定資産	※10 22,624	※10 25,400
投資その他の資産	※4, ※11 41,876	※4, ※11 43,718
固定資産合計	105,390	111,532
繰延資産	329	393
資産合計	1,862,330	2,041,128
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,380	24,892
支払承諾	125,626	129,712
短期借入金	105,310	158,930
コマーシャル・ペーパー	16,000	5,000
1年以内償還予定の社債	46,400	55,000
1年以内返済予定の長期借入金	278,953	303,818
未払法人税等	1,255	2,204
引当金	4,571	3,851
その他の流動負債	※12 49,123	※12 48,420
流動負債合計	652,622	731,830
固定負債		
社債	349,100	369,100
新株予約権付社債	70,000	70,000
長期借入金	306,154	392,240
利息返還損失引当金	147,573	143,750
役員退職慰労引当金	—	1,063
その他の固定負債	7,761	8,623
固定負債合計	880,590	984,777
負債合計	1,533,212	1,716,607

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,324	108,324
資本剰余金	*13 129,133	*13 129,133
利益剰余金	90,650	86,819
自己株式	△3,110	△3,110
株主資本合計	324,998	321,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,308	2,080
繰延ヘッジ損益	△2,946	△4,332
評価・換算差額等合計	△1,637	△2,251
少数株主持分	5,757	5,604
純資産合計	329,118	324,520
負債純資産合計	1,862,330	2,041,128

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業収益	
営業貸付金利息	141,375
総合あっせん収益	8,112
個品あっせん収益	2,219
信用保証収益	4,087
その他の金融収益	371
その他の営業収益	9,519
営業収益合計	165,685
営業費用	
金融費用	14,010
売上原価	1,921
その他の営業費用	※1 141,791
営業費用合計	157,723
営業利益	7,962
営業外収益	
受取配当金	645
法人税等還付加算金	377
その他の営業外収益	193
営業外収益合計	1,217
営業外費用	
投資事業組合運用損	96
その他の営業外費用	28
営業外費用合計	125
経常利益	9,054
特別利益	
社債消却益	109
特別利益合計	109
特別損失	
固定資産除却損	558
事業構造改善引当金繰入額	867
その他	475
特別損失合計	1,902
税金等調整前四半期純利益	7,261
法人税、住民税及び事業税	550
法人税等還付税額	△7,119
法人税等調整額	6,503
法人税等合計	△65
少数株主利益	156
四半期純利益	7,171

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

営業収益	
営業貸付金利息	68,823
総合あっせん収益	4,268
個品あっせん収益	1,006
信用保証収益	2,028
その他の金融収益	186
その他の営業収益	4,345
営業収益合計	80,657
営業費用	
金融費用	6,769
売上原価	810
その他の営業費用	※1 78,438
営業費用合計	86,018
営業損失(△)	△5,360
営業外収益	
法人税等還付加算金	49
その他の営業外収益	143
営業外収益合計	192
営業外費用	
投資事業組合運用損	96
その他の営業外費用	14
営業外費用合計	110
経常損失(△)	△5,278
特別利益	
社債消却益	109
特別利益合計	109
特別損失	
固定資産除却損	545
事業構造改善引当金繰入額	867
その他	161
特別損失合計	1,575
税金等調整前四半期純損失(△)	△6,745
法人税、住民税及び事業税	395
法人税等還付税額	△2,272
法人税等調整額	6,109
法人税等合計	4,232
少数株主利益	133
四半期純損失(△)	△11,111

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	7,261
減価償却費	5,652
のれん償却額	427
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△57,734
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	3,823
受取利息及び配当金	△658
固定資産除却損	558
営業貸付金の増減額 (△は増加)	102,734
割賦売掛金の増減額 (△は増加)	3,939
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	134
営業債権の増減額 (△は増加)	△115
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	4,747
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	6,377
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	2,298
その他の営業活動による増減額 (△は減少)	802
小計	80,249
利息及び配当金の受取額	658
法人税等の支払額	△1,656
法人税等の還付額	6,262
営業活動によるキャッシュ・フロー	85,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期性預金の預入による支出	△1,000
定期性預金の払戻による収入	3,010
有形固定資産の取得による支出	△500
無形固定資産の取得による支出	△2,049
投資有価証券の取得による支出	△359
投資有価証券の売却による収入	135
長期貸付けによる支出	△205
その他の投資活動による増減額 (△は減少)	540
投資活動によるキャッシュ・フロー	△428
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	247,260
短期借入金の返済による支出	△300,880
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	11,000
長期借入れによる収入	56,282
長期借入金の返済による支出	△167,232
社債の償還による支出	△28,493
自己株式の取得による支出	△0
配当金の支払額	△3,340
財務活動によるキャッシュ・フロー	△185,405
現金及び現金同等物に係る換算差額	39
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△100,280
現金及び現金同等物の期首残高	257,310
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 157,029

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

(開示対象特別目的会社)

第1四半期連結会計期間において、開示対象特別目的会社を新たに1社設立しました。

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、割賦売掛金、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには資産流動化法上の特別目的会社等があります。当該流動化において、一部の連結子会社は、まず割賦売掛金、営業貸付金に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち、優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、一部の連結子会社は、回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等を保有しています。なお、回収不足となった信託資産に対しては、貸倒引当金を設定しております。

流動化の結果、平成20年9月末において、取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は94,228百万円、負債総額(単純合算)は94,184百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、一部の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当第2四半期連結累計期間における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は当第2四半期連結会計期間末残高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
譲渡資産(注) 優先受益権	15,000	売却損	133

(注) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額を記載しております。また、譲渡資産に係る売却損は、営業収益から控除しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																												
<p>※1 個人向け無担保貸付金残高1,135,779百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業貸付金に係る貸出コミットメント 営業貸付金のうち、1,434,458百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。 同契約に係る融資未実行残高は、5,581,099百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計19,690百万円を含む)であります。 なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※3 債権の流動化 債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金及び割賦売掛金の当連結会計年度末の金額は90,537百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">54,843百万円</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td style="text-align: right;">35,693</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,537</td> </tr> </table> <p>※4 不良債権の状況 営業貸付金及び破産更生債権等のうち、不良債権の状況は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">無担保 ローン (百万円)</th> <th style="text-align: center;">無担保 ローン以外 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td style="text-align: center;">3,603</td> <td style="text-align: center;">37,905</td> <td style="text-align: center;">41,508</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td style="text-align: center;">97,672</td> <td style="text-align: center;">96,396</td> <td style="text-align: center;">194,068</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">18,132</td> <td style="text-align: center;">5,899</td> <td style="text-align: center;">24,032</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: center;">70,090</td> <td style="text-align: center;">6,930</td> <td style="text-align: center;">77,021</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">189,498</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">147,132</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">336,631</td> </tr> </tbody> </table>	営業貸付金	54,843百万円	割賦売掛金	35,693	計	90,537		無担保 ローン (百万円)	無担保 ローン以外 (百万円)	計 (百万円)	破綻先債権	3,603	37,905	41,508	延滞債権	97,672	96,396	194,068	3ヵ月以上延滞債権	18,132	5,899	24,032	貸出条件緩和債権	70,090	6,930	77,021	計	189,498	147,132	336,631	<p>※1 個人向け無担保貸付金残高1,211,024百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業貸付金に係る貸出コミットメント 営業貸付金のうち、1,544,978百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。 同契約に係る融資未実行残高は、5,761,393百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計23,148百万円を含む)であります。 なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※3 債権の流動化 債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金及び割賦売掛金の当連結会計年度末の金額は108,971百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">66,976百万円</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td style="text-align: right;">41,995</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">108,971</td> </tr> </table> <p>※4 不良債権の状況 営業貸付金及び破産更生債権等のうち、不良債権の状況は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">無担保 ローン (百万円)</th> <th style="text-align: center;">無担保 ローン以外 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td style="text-align: center;">5,143</td> <td style="text-align: center;">41,752</td> <td style="text-align: center;">46,895</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td style="text-align: center;">96,644</td> <td style="text-align: center;">93,076</td> <td style="text-align: center;">189,720</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">21,247</td> <td style="text-align: center;">8,103</td> <td style="text-align: center;">29,350</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: center;">71,346</td> <td style="text-align: center;">6,455</td> <td style="text-align: center;">77,801</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">194,381</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">149,386</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">343,768</td> </tr> </tbody> </table>	営業貸付金	66,976百万円	割賦売掛金	41,995	計	108,971		無担保 ローン (百万円)	無担保 ローン以外 (百万円)	計 (百万円)	破綻先債権	5,143	41,752	46,895	延滞債権	96,644	93,076	189,720	3ヵ月以上延滞債権	21,247	8,103	29,350	貸出条件緩和債権	71,346	6,455	77,801	計	194,381	149,386	343,768
営業貸付金	54,843百万円																																																												
割賦売掛金	35,693																																																												
計	90,537																																																												
	無担保 ローン (百万円)	無担保 ローン以外 (百万円)	計 (百万円)																																																										
破綻先債権	3,603	37,905	41,508																																																										
延滞債権	97,672	96,396	194,068																																																										
3ヵ月以上延滞債権	18,132	5,899	24,032																																																										
貸出条件緩和債権	70,090	6,930	77,021																																																										
計	189,498	147,132	336,631																																																										
営業貸付金	66,976百万円																																																												
割賦売掛金	41,995																																																												
計	108,971																																																												
	無担保 ローン (百万円)	無担保 ローン以外 (百万円)	計 (百万円)																																																										
破綻先債権	5,143	41,752	46,895																																																										
延滞債権	96,644	93,076	189,720																																																										
3ヵ月以上延滞債権	21,247	8,103	29,350																																																										
貸出条件緩和債権	71,346	6,455	77,801																																																										
計	194,381	149,386	343,768																																																										

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																
<p>なお、上記それぞれの概念は次のとおりであります。</p> <p>(破綻先債権) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続し、未収利息を計上しなかった貸付金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。なお、破産更生債権等につきましては、債権の個別評価による回収不能見込額相当額の貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(延滞債権) 延滞債権とは、破綻先債権以外の未収利息不計上貸付金であります。ただし、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免や長期分割などによって、債務者に有利となる取り決めを行った債権のうち、定期的に入金されているものを除きます。</p> <p>(3ヵ月以上延滞債権) 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している営業貸付金であり、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(貸出条件緩和債権) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免や長期分割などによって、債務者に有利となる取り決めを行った債権のうち、定期的に入金されている営業貸付金であり、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>なお、上記それぞれの概念は次のとおりであります。</p> <p>(破綻先債権) 同左</p> <p>(延滞債権) 同左</p> <p>(3ヵ月以上延滞債権) 同左</p> <p>(貸出条件緩和債権) 同左</p>																
<table border="0"> <tr> <td>※5 割賦売掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>105,699百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>38,851</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144,550</td> </tr> </table>	※5 割賦売掛金		総合あっせん	105,699百万円	個品あっせん	38,851	計	144,550	<table border="0"> <tr> <td>※5 割賦売掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>100,901百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>47,588</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>148,490</td> </tr> </table>	※5 割賦売掛金		総合あっせん	100,901百万円	個品あっせん	47,588	計	148,490
※5 割賦売掛金																	
総合あっせん	105,699百万円																
個品あっせん	38,851																
計	144,550																
※5 割賦売掛金																	
総合あっせん	100,901百万円																
個品あっせん	47,588																
計	148,490																
<p>※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価</p> <table border="0"> <tr> <td>コマーシャルペーパー</td> <td>29,975百万円</td> </tr> </table>	コマーシャルペーパー	29,975百万円	<table border="0"> <tr> <td>※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コマーシャルペーパー</td> <td>29,975百万円</td> </tr> </table>	※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価		コマーシャルペーパー	29,975百万円										
コマーシャルペーパー	29,975百万円																
※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価																	
コマーシャルペーパー	29,975百万円																
<table border="0"> <tr> <td>※7 商品</td> <td>267百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>63,371百万円</td> </tr> </table>	※7 商品	267百万円	その他	63,371百万円	<table border="0"> <tr> <td>※7 商品</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>104,997百万円</td> </tr> </table>	※7 商品	235百万円	その他	104,997百万円								
※7 商品	267百万円																
その他	63,371百万円																
※7 商品	235百万円																
その他	104,997百万円																
<p>※8 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額85,023百万円が含まれております。</p>	<p>※8 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額108,973百万円が含まれております。</p>																
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>36,455百万円</td> </tr> </table>		36,455百万円	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>35,169百万円</td> </tr> </table>		35,169百万円												
	36,455百万円																
	35,169百万円																
<table border="0"> <tr> <td>※10 のれん</td> <td>1,860百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20,764百万円</td> </tr> </table>	※10 のれん	1,860百万円	その他	20,764百万円	<table border="0"> <tr> <td>※10 のれん</td> <td>2,288百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23,111百万円</td> </tr> </table>	※10 のれん	2,288百万円	その他	23,111百万円								
※10 のれん	1,860百万円																
その他	20,764百万円																
※10 のれん	2,288百万円																
その他	23,111百万円																
<p>※11 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>27,801百万円</td> </tr> </table>		27,801百万円	<p>※11 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>33,031百万円</td> </tr> </table>		33,031百万円												
	27,801百万円																
	33,031百万円																

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

前連結会計年度末
(平成20年3月31日)

※12 割賦繰延利益

	前期末 残高 (百万円)	当四半期 受入高 (百万円)	当四半期 実現高 (百万円)	当四半期末 残高 (百万円)
総合 あっせん	763	7,724	7,759	728 (158)
個品 あっせん	3,300	1,321	2,114	2,507 (269)
信用保証	137	1,706	1,724	120 (-)
融資	0	35,477	35,478	0 (-)
計	4,203	46,230	47,077	3,356 (428)

(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。

※13 資本剰余金には、簡易株式交換方式による資本準備金増加額18,693百万円(資本連結手続上、認識された子会社株式評価差額金13,900百万円を含む)が含まれております。

※12 割賦繰延利益

	前期末残高 (百万円)	当期受入高 (百万円)	当期実現高 (百万円)	当期末残高 (百万円)
総合 あっせん	1,087	14,466	14,791	763 (213)
個品 あっせん	7,181	2,737	6,617	3,300 (363)
信用保証	181	3,777	3,820	137 (-)
融資	3	84,906	84,908	0 (-)
計	8,453	105,887	110,138	4,203 (576)

(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。

※13 同左

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	その他の営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
支払手数料	10,479百万円
貸倒引当金繰入額	37,521
利息返還損失引当金繰入額	42,911
従業員給料及び賞与	13,785
賞与引当金繰入額	3,486
のれん償却額	427

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	その他の営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
支払手数料	5,437百万円
貸倒引当金繰入額	10,400
利息返還損失引当金繰入額	37,437
従業員給料及び賞与	6,674
賞与引当金繰入額	1,737
のれん償却額	213

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定	158,107百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,077
現金及び現金同等物	157,029

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 167,475,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 455,907株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月19日 取締役会	普通株式	3,340	20	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	1,670	10	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの営業収益の合計、営業損失の金額の合計額に占める「金融事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の金額の合計額に占める「金融事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間

(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間

(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,936円07銭	1株当たり純資産額 1,909円46銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 42円94銭 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 35円39銭	1株当たり四半期純損失金額 66円53銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきま しては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	329,118百万円	324,520百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	5,757百万円 (5,757百万円)	5,604百万円 (5,604百万円)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額	323,360百万円	318,915百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期末(期末)の普通株式の数	167,019,093株	167,019,283株

(注) 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)	7,171百万円	△11,111百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)	7,171百万円	△11,111百万円
普通株式の期中平均株式数	167,019,196株	167,019,160株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	35,605,289株	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

剰余金の配当に関する事項

平成20年11月6日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

(1) 配当金の総額	1,670百万円
(2) 1株当たり配当額	10円00銭

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月 5日

アイフル株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西野 徳一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイフル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。